

平成22年度国の施策及び予算に関する要望

国の平成22年度予算編成に先立ち、行政刷新会議による事業仕分けが行われました。行政経費の無駄の削減、基金や公益法人における過大な剰余金の活用などは、国民からいただく税金の使途を明らかにするとともに、既得権化した事務事業を時代に合わせて見直していくうえで必要なこととは理解しております。

しかしながら、個別の事業の評価結果を見ると、地方の実情や住民の期待、当該事業の効果などに言及されること無く、「廃止」「予算要求の縮減」あるいは「自治体の判断に任せる」と結論付けられたものが見受けられます。

さらに、評価結果にともなう財源措置が明確ではないことから、現在事業を実施している地方自治体は、厳しい財政状況の中、今後の事業実施が不透明な状況になっております。

平成22年度予算案は事業仕分けの結論を踏まえて、さらなる調整が行われるものと思いますが、実際に事業を行っている我々町村の現場の意見も、是非、採り入れていただき、十分な予算額の確保をされるよう要望いたします。

平成21年12月22日

長野県町村会

会長 藤原忠彦

1 事業仕分けにおいて「廃止」とされた事業のうち、現在、地方において事業を実施中であり、今後も継続していく必要のある事業については、国の責務として財政措置を継続していくか、それが困難な場合は、事業実施の権限と財源を地方に移譲するよう要望します。

一例として、農道整備事業は、単独の事業として行う歴史的意義は終わった、農道を一般道と区別する意義は薄いなどと評価され、「廃止」という結論が下されました。

しかしながら、本県においては、多くの農地が中山間地域に位置し、また、山と谷が複雑に入り組む地形の中に存在することから、一大団地化した高原野菜や果樹などの集出荷のための広域的な農道は、都市部の通過交通のための一般道とは区別して整備する必要があります。

また、農地の集積化や区画の大規模化を進め、大型機械導入による作業の効率化を進めてきた本県農業地においては、狭隘な農道の拡幅や老朽化した橋梁、劣化した舗装の修繕といった既存農道の保全対策を講じなければ、今後の生産活動に支障をきたす箇所が多く存在します。

このため、国の責務としての財政支援措置が継続して必要であり、それが困難であれば、自治体が必要に応じて整備できる権限と財源を地方に移譲するよう要望します。

2 事業仕分けにおいて「各自治体の判断に任せる」とされた事業について、国の責務として財政措置を継続していくか、それが困難な場合は、事業実施の裁量権と事業実施に必要な財源もあわせて地方に移譲するよう要望します。

一例として、鳥獣被害防止総合対策事業、地域公共交通活性化・再生総合事業は、基本的に自治体の問題であり、地域で独自に対応できるものには国が関わらないほうがよいなどと評価され、「各自治体の判断に任せる」と結論付けられました。

鳥獣被害対策や地域公共交通の活性化は、県内の多くの町村において取り組んでいる重要な行政課題ではありますが、もとよりその対応方法や内容は千差万別であります。地域によって被害を及ぼす鳥獣類が違えば、被害を受ける農作物やその被害対策、駆除方法も異なってきます。また、地域の公共交通機関を、どのような車両を使用し、どのような路線で、また、どのような方式で運行するかということは、それぞれの町村が住民のニーズに応えるために検討を重ね実行しているものであります。

しかしながら、各自治体においてその財源を確保することは困難であることから、引き続き国の責務として財政支援するか、自治体の判断と責任において事業を実施するための財源もあわせて地方に移譲するよう要望します。

3 地方交付税交付金については、「抜本的な見直しが必要」とされましたが、見直しを具体的に行うにあたっては「国と地方の協議の場」において十分に議論されるよう要望します。

地方自治体の財源として最も重要な地方交付税交付金についても、事業仕分けにおいては抜本的な見直しを行うという評価結果になっています。地方交付税については、地方財政計画の見直し、交付税率の問題、平成 23 年度に予定される一括交付金との整合など、解決すべき問題が多く含まれております。抜本的な見直しを行うにあたっては、必ず法制化された「国と地方の協議の場」において議論することとし、地方の財政需要を安定的に確保できるものにしていく必要があります。

したがって、地方交付税のあり方について性急な結論を下すことがないよう要望するとともに、地方が必要な事業を実施するに十分な地方交付税額を確保するよう要望します。